

伊勢原市こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、伊勢原市こども家庭センター（以下「センター」という。）を設置し、その運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営主体)

第2条 センターの運営主体は、伊勢原市とする。

(設置)

第3条 センターは、こどもみらい部こども家庭相談課に置く。

(対象者)

第4条 センターにおける支援の対象者は、市内に居住する全ての妊産婦及び児童並びにその家族とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(業務内容)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2の規定に基づく業務
- (2) 母子保健法第22条の規定に基づく業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(職員配置)

第6条 センターに次に掲げる職員を配置するものとする。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) その他必要な職員

2 前項第1号のセンター長は、統括支援員を兼務することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （令和7年3月24日告示第59号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（伊勢原市子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止）

2 伊勢原市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和2年伊勢原市告示第53号）は、廃止する。